

監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年(2016年)3月24日

彦根市監査委員 若 林 忠 彦

彦根市監査委員 馬 場 和 子

定 期 監 査 結 果

1 監査の期日および対象

平成27年12月中に次のとおり実施した。

実地監査

監 査 期 日	監 査 対 象
12月22日	人権政策課 情報政策課 国体準備室

書類監査

監 査 期 日	監 査 対 象
12月4日	南地区公民館 農村環境改善センター 亀山出張所 亀山小学校
12月9日	旭森小学校 東中学校 佐和山幼稚園 佐和山小学校
12月16日	東山会館 東山児童館 旭森地区公民館 旭森幼稚園
12月22日	東地区公民館 西地区公民館 彦根幼稚園

2 監査の方法

各所属とも、平成 27 年度（平成 27 年 10 月末現在）における財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理について、対象所属から監査資料の提出を求めるとともに、関係職員の説明を聴取し、帳簿および関係書類について抽出により監査した。

3 監査の結果

10 月から 12 月までに小、中学校、幼稚園、保育園の定期監査を実施した。幼稚園において 9 月から保育料の徴収を口座振替に変更した点は評価できる。さらに今後は、教材費等についても口座振替とするなど極力現金を取り扱わない事務処理に努められたい。また、保護者負担と公費負担の経費区分が必ずしも明確でないため、統一ルールを策定されたい。

平成 26 年度から幼稚園に関する事務を福祉保健部において補助執行したことにより施設・設備の修繕や整備、庶務事務の執行、教職員の交流などの面で良い結果が表れてきている。引き続き幼稚園と保育園の双方に相乗効果が表れるよう努められたい。

小、中学校においては、理科薬品および金庫内の現金や通帳等の管理について、鍵の厳重な管理、複数の管理者による管理、また通帳については印鑑との別管理を行うなど不祥事が発生しない仕組みづくりに努められたい。また、小学校における給食費の未納については、一定の成果がみられるが、引き続き彦根市学校給食費の徴収方法等に関する事務処理要領に基づき、事務担当、担任、市教育委員会などが連携、協力して未納の解消に努められたい。なお、学校教育課が主となり給食費および学用品等学校徴収金の口座振替による徴収を可能とする、市内の全小・中学校統一システムの導入を進めている点は評価できる。平成 28 年度からの運用に向け準備に遺漏のないよう努められたい。

情報政策課において、現在進められている情報システムプロジェクトにおける次期の業務システムおよび情報基盤システムの構築に当たっては、特にセキュリティ対策、BCP 対策および全体最適化が図られるよう努められたい。また、情報処理関連の各種委託契約の締結に当たっては、常に仕様の内容等を精査して適正な価格となるよう引き続き努められたい。

各所属ともその他の事務事業の執行状況は、おおむね適正に処理されていると認められた。

今後とも事務処理には十分配慮され、適正かつ効率的な事務事業の執行に努められたい。なお、軽易な改善事項については、その都度指摘し指導したので記述を省略した。